

## 東京都北区耐震改修促進計画一部改定（案）に関するパブリックコメント実施結果

- 意見募集期間：令和3年12月20日（月）～令和4年1月28日（金）
- 意見提出者数：2名  
（内訳）郵送：1名、区長へのはがき：1名
- 意見総数：25件
- 周知方法：北区ニュース、北区ホームページ、建築課、区政資料室、地域振興室、図書館

提出された意見の概要と、それに対する区の考え方は、以下のとおりです。

No.	意見（要旨）	区の考え方
1	地震対策として、耐震のための助成金の規制を少し緩やかにしてください。現在の十条地域の町並みを考えて、多くの家屋が利用できる内容にして、そのための資金を投入してください。	本計画に基づく支援策は、国や東京都の支援事業に基づいて実施しております。今後、国や東京都における耐震化に関する支援事業の見直しに合わせて、検討してまいります。
2	借地での耐震化では、地主への承諾料や、新たな地代負担が必要となる。補助、助成、支援が必要。	
3	まもなく、新しい都の首都直下地震時における被害想定改定版が公表される。それに合った計画にすべきだ。	本計画において想定する地震の規模と被害の状況は、現在出典されている「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月、東京都防災会議）によるものです。東京都が新しい首都直下地震の被害想定の見直し内容を公表し、東京都の耐震改修促進計画において想定を見直した際は、整合を図ってまいります。
4	NHK スペシャル「見過ごされた耐震化」を参考に計画案を全面見直ししたほうが良い。	本計画は、「国の基本方針」や東京都の耐震改修促進計画と整合を図っております。これらの見直しに応じて検討し、整合を図ってまいります。
5	（防災科研の）J-SIS（地震ハザードステーション）より新たな詳細な表層地盤の揺れやすさが公表されている。新知見に従った耐震化が必要。	本計画は、東京都の耐震改修促進計画と整合を図り、昭和56年5月31日以前に建築に着手した、新耐震基準に適合していない建築物を対象としています。新知見に基づいた耐震化においても「国の基本方針」や東京都の耐震改修促進計画の見直しに応じて検討し、整合を図ってまい

		ります。
6	木造に比べコンクリート造は、かなり高炭素で、SDGs、低炭素化にそぐわない。木造耐震を推進すべき。	現段階における本計画は、安全安心なまちづくりを進めるためにも、木造のみならず、鉄骨造や鉄筋コンクリート造の建築物の耐震化を促進することが必要となります。
7	樹木があったことで建物を支え、倒壊を防いだ事例もある。庭木等を伐採しない耐震化が望ましい。	現段階における本計画の策定根拠は、耐震改修促進法にあります。立木を支えとする倒壊防止策は、耐震化の対象としておりません。
8	建物倒壊が少なければ、地震時の出火、火災の原因も減り、危険度は下がる。	地震の発生に伴う建築物の倒壊を防ぐことは、地震時の出火、火災リスクを低減することになり、居住者や利用者の生命・財産を守ることに繋がると考えています。
9	高齢者の住環境の変化は、重大な病気の引き金となる。転居の必要のない修復型の耐震化にすべきである。	本計画に基づく耐震化支援制度には、建替えや、耐震改修の方法がございます。支援制度の活用にあたっては、建物所有者のご都合にあわせ、安心して自ら耐震化に取り組めるよう、積極的な啓発活動を推進してまいります。
10	科学的に正しく正確で、まちの現況に即した根拠に基づき政策を作り、住民には分かりやすく説明すべきだ。	本計画は、区内の住宅・建築物の耐震化の現状を分析し、現状に応じた耐震診断・耐震改修に関わる施策を計画的に進めるためのあり方を示しております。 特に、耐震化の促進を図るための支援策については、対象となる住宅・建築物の所有者に対し、丁寧に説明し、積極的な利用を促してまいります。
11	引用紹介されている各種シミュレーションは、統計学的にどのような棄却検定を行っていて、安全率（危険率妥当性）は何%なのか示すべきだ。	統計学的な棄却検定とは、実験における測定値が他の値と大きくかけ離れた値であった場合、その値を除外するか否かの手法であると考えます。 東京都の耐震改修促進計画より抜粋した「特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化と道路機能確保に係るシミュレーション」では、その設定条件を定義付け、また、アウトプットの指標は、シミュレーションを10,000回実施したうえで区間到達率を算出しております。

		棄却検定及び安全率に関わらず、設定している数値であると考えています。
--	--	------------------------------------

その他の意見等		
1	十条銀座商店街と平行に 30m幅もある新設道路と、埼京線にそった自動車道が通る。道路両側は三階建て以上の建築物でなければならない。結局、高層ビル群が乱立する街並みになりかねない。その建物と住民の防災の準備が十条地域でできるのですか。	いただいたご意見につきましては、十条の防災まちづくりに関することになりますが、個別具体的な内容として、参考とさせていただきます。
2	147m（39 階）のタワーマンションのビルが安全なのか、防災に関しても近隣住民は心配です。	
3	防火に関して、狭い道路に対応できる小型の消防車や、水栓から強力な水圧が出るホースの設備等、設備や備品の最新で十条地域にあった資金を投入してください。	
4	十条まちづくりのパブリックコメントで述べたことを、読んでいただきたい。	
5	不燃領域率と建物焼失率の関係は、地盤条件及びそれと強い相関のある想定出火率により変わる。	いただいたご意見につきましては、防災まちづくりに関することになりますが、個別具体的な内容として、参考とさせていただきます。
6	共同建替えは、区分所有住宅の建替えの不可能に近い困難さの指摘があり、実際、古い長屋の建替えがなかなか進まず、まだ残っていることからわかるように、将来に重大な禍根を残す。	
7	自宅配送と処分込みの消火器が安く購入できると安心できます。	いただいたご意見につきましては、初期消火活動や防災活動への支援に関することになりますが、個別具体的な内容として、参考とさせていただきます。
8	防災意識を高めるための機会を年に何回かあることで、1、2 回参加をしてくれる人が多くなれば意識もより高くなり、人と人とのつながりの機会も、顔を合わせる機会も大事なことと考えます。	
9	北区は積極的に建築基準法第 4 2 条第 3 項道路の指定をすべきだ。	いただいたご意見につきましては、建築基準法上の道路に関することになりますが、

		個別具体的な内容として、参考とさせていただきます。
10	地盤調査や改良に対しても大きな補助が必要。	いただいたご意見につきましては、宅地の耐震化に関することになりますが、個別具体的な内容として、参考とさせていただきます。
11	都が定めている重点整備地域は、都や国がそれぞれ示す「首都直下地震における被害想定図」や、国が公表する「地震時に著しく危険な密集市街地」とことなるため、科学的根拠を示してほしい。	いただいたご意見については、東京都震災対策条例第13条の規定に基づき東京都が策定した「防災都市づくり推進計画」に関することとなります。 本計画における検討の対象とはしておりません。
12	整備地域の位置をみると、未整備道路計画を造るのが真の目的で、その手段に防災を利用しているように見える。	
13	都の地震時における地域別危険度測定の算出の基礎としている市街地状況は、建物倒壊危険度で約10年前、火災及び延焼危険度に至っては十数年前のもので、まちの現況を反映していない。	いただいたご意見は、東京都が策定する「地震に関する地域危険度測定調査」における基礎資料に関することとなります。 本計画における検討の対象とはしておりません。
14	都の地震時における地域別危険度測定の総合危険度は、基礎となる市街地状況（建物構造等）が数年も違う建物倒壊危険度と延焼危険度を無理に合成したものだ。	